

コーポレートガバナンスに関する基本方針



第1章 総則

(目的)

第1条 株式会社大分銀行（以下「当行」という）は、当行が持続的に成長し、中長期的な企業価値を向上させ、様々なステークホルダーへの価値創造に貢献することを目的として、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方、その枠組み及び運営に係る本基本方針を制定する。

(コーポレートガバナンスの基本的な考え方)

第2条 当行は、監査等委員会設置会社として、経営環境の変化へのスピーディーな対応や収益機会拡大等の観点から、取締役会が迅速かつ的確な意思決定及び取締役の職務執行の監督を行うとともに、独立社外取締役を含む監査等委員会による経営への監査が有効に機能する仕組みを構築する。

- 2 当行は、当行の経営基盤である地域のお客さまに安心してお取引いただけるよう、一層の健全性確保及びコンプライアンス（法令等遵守）の徹底に努める。
- 3 当行は、当行の持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上を図る観点から、意思決定の透明性・公正性を確保するとともに、保有する経営資源を十分有効に活用し、迅速な意思決定により経営の活力を増大させることがコーポレートガバナンスの要諦であると考え、次の基本的な考え方に沿って、コーポレートガバナンスの充実に取り組む。
 - (1) 株主の皆さまの権利を尊重し、平等性を確保する。
 - (2) 株主の皆さまを含む当行のステークホルダーの利益を考慮し、適切に協働する。
 - (3) 会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。
 - (4) 独立社外取締役が役割を発揮する仕組み（取締役会の構成、社外取締役を構成員とする社外役員会の開催、独立社外取締役への情報提供等）を構築し、取締役会による業務執行の監督機能を実効化する。
 - (5) 中長期的な企業価値の向上に向け、株主の皆さまとの間で建設的な対話を行う。

第2章 株主の権利・平等性の確保

(株主総会)

第3条 当行は、株主の皆さまが株主総会議案の十分な検討時間を確保し、適切に議決権を行使することができるよう、定時株主総会の招集通知を可能な範囲で早期に発送するとともに、招集通知に記載する内容が確定次第、速やかに TDnet 及び当行ホームページに当該招集通知を公表する。

- 2 当行は、株主の皆さまが適切に議決権を行使することのできる環境の整備に努める。
- 3 当行は、より多くの株主の皆さまに株主総会へ出席いただき、株主の皆さまの意思をより反映できるように、例年予想される株主総会集中日を考慮し、開催日時等を設定する。
- 4 当行は、少数株主も含め、株主の皆さまの権利行使を妨げることのないよう十分な配慮を行

うとともに、株主総会において株主の皆さまが適切な判断を行うことに資すると考えられる情報については、適時適切に提供する。

- 5 当行は、株主総会における当行提案議案に対し、相当数の反対票が投じられた場合、あるいは経年比較により大幅な変動があった場合等には理由及び原因を分析し、必要に応じて分析結果及び当行の考え方をホームページ等で適宜公表する。

(株主の平等性の確保)

第4条 当行は、株主間で情報格差が生じないように、適時適切な情報開示を行う。

(資本政策の基本的な方針)

第5条 当行は、取締役会において、「資本政策に関する基本的な方針」^(脚注1)を別途定め、開示する。なお、当行が支配権の変動や大規模な希薄化を伴う資本政策を実施する場合には、その必要性、合理性及び客観性等につき、独立社外取締役を含む取締役会等において十分検討することで、適正な手続きを確保する。また、株主の皆さまに対しては、株主総会、ホームページ、IR等を活用し、当該資本政策の必要性、合理性及び客観性等に関する十分な説明を実施する。

(上場株式の政策保有及び政策保有株式に係る議決権行使に関する基本方針)

第6条 当行は、取締役会において、「上場株式の政策保有に関する基本方針」及び「政策保有株式に係る議決権行使に関する基本方針」^(脚注2)を別途定め、開示する。これらの基本方針は、当行の中長期的な企業価値の向上に資するとともに、株式保有先企業の企業価値の向上にもつながるものでなければならない。

第3章 ステークホルダーの利益の考慮

(倫理基準及び利益相反)

第7条 当行は、取締役、執行役員及び従業員等が常に倫理的に行動することを確保するため、「大分銀行の企業倫理」、「倫理宣言」、行動指針である「Credo～私たちの約束」、「ブランドスローガン『感動を、シェアしたい』」を定めている他、取締役会で「法令等遵守方針」を定めている。

- 2 取締役は、自らに関して利益相反に係る問題（潜在的なものを含む）が生じた場合には、速やかに取締役会に報告し、取締役会の承認を得なければならない。

(ステークホルダーとの関係)

第8条 取締役会は、当行の中長期的な企業価値の向上のために、当行の株主の皆さまのみならず、当行の取引先、地域社会、従業員その他の様々なステークホルダーの利益を考慮する。

- 2 当行及び当行関連会社の全役職員は、法令又は当行及び当行関連会社諸規程に違反する行為を認識し、違反行為の指示又は命令を受けた場合において、部店内で報告することが相当でないと判断したときは、当行リスク統括部長、リスク統括部コンプライアンスグループ推進役、又は当行顧問弁護士事務所に通報するものとし、これによって当行から不利益な取扱いを受けることがない旨を、「ホットライン（内部通報制度）に関する規程」に明記する。

第4章 適切な情報開示と透明性の確保

(リスク管理、内部統制システム等に関する方針の開示)

第9条 取締役会は、会社法その他の適用ある法令に基づき、当行及び当行関連会社を含む内部統制システムの基本方針、リスク管理に関する方針等を決定し、適時適切に開示する。

- 2 取締役会は、会社法、銀行法及び金融商品取引法その他の適用ある法令並びに適用ある金融商品取引所規則に従って、公正、詳細、かつ平易な方法によって、財務及び業務に関する事項を開示する。

第5章 取締役会等の責務

(取締役会の役割)

第10条 取締役会は、地域金融機関としての目的に沿って、効率的かつ実効的なコーポレートガバナンスを実現し、当行の持続的成長と中長期的な企業価値の最大化を図ることについて責任を負う。

- 2 取締役会は、前項の責任を果たすため、経営全般に対する監督機能を発揮して経営の公正性・透明性を確保するとともに、頭取その他の経営陣の指名及びその報酬の決定、当行が直面する重大なリスクの評価及び対応策の策定、並びに当行の重要な業務執行の決定等を通じて、当行のために最善の意思決定を行う。

(監査等委員会の役割)

第11条 監査等委員会は、法令等で定められた権限を行使するにあたって、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場において適切な判断を行う。

- 2 監査等委員会又はその構成員である監査等委員である取締役は、前項の責任を果たすため、能動的かつ積極的にその権限を行使し、取締役会、その他重要な会議への出席、代表取締役との定期的な会合等を通じて、助言・勧告等の意見表明や必要な措置を適時に講じる。

(独立社外取締役の役割)

第12条 当行の独立社外取締役は、以下の事項が独立社外取締役に求められる役割・責務であることを認識し、職務の遂行にあたる。

- (1) 取締役会が決定した経営戦略ないし経営計画に照らして、当行の経営の成果及び経営陣のパフォーマンスを随時検証及び評価し、全ての株主共同の利益の観点から、現在の経営陣に当行の経営を委ねることの適否について判断し、意見を表明する。
- (2) 経営の方針や経営改善について、自らの知見に基づき、当行の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る、との観点からの助言を行う。
- (3) 経営陣幹部の選解任その他の取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行う。
- (4) 当行と経営陣・支配株主等との間の利益相反を監督する。
- (5) 経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させる。

(取締役会議長)

第 13 条 取締役会議長は、取締役会の議論の質を高め、取締役会が効果的かつ効率的に運営できるよう努める。この責務を果たすために、取締役会議長は、全ての議案（とりわけ戦略的議題に関するもの）について十分な時間が確保され、また、各取締役が適時に適切な情報を得られるように配慮しなければならない。

(取締役会の構成)

第 14 条 当行の取締役の員数は 18 名以内（うち、監査等委員である取締役を 6 名以内）とし、そのうち独立社外取締役が複数名含まれる構成とする。

(取締役の資格及び指名手続)

第 15 条 当行は、取締役会において、「取締役会が経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続」^(脚注3)を別途定め、開示する。

- 2 取締役候補者を決定するに際しては、「取締役会が経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続」に基づき、取締役の多様性に配慮する。
- 3 当行の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、優れた人格、見識、能力、実績及び豊富な経験などとともに、高い倫理観を有している者とする。
- 4 新任取締役（監査等委員であるものを除く。）の候補者は、本条を踏まえ、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会への諮問とその答申内容を反映させたいうで、取締役会において、公正、透明かつ厳格な審査及び勧告を行い、決定される。
- 5 当行の監査等委員である取締役は、優れた人格、見識、能力、実績及び豊富な経験などとともに、高い倫理観を有している者とする。監査等委員のうち最低 1 名は、財務・会計・法務に関する適切な知見を有している者とする。
- 6 新任取締役（監査等委員であるもの。補欠監査等委員を含む。）の候補者は、本条を踏まえ、取締役会における、公正、透明かつ厳格な審査及び勧告並びに監査等委員会の同意を経たいうで、決定される。

(独立社外取締役の任期及び兼任制限)

第 16 条 当行は、取締役会において、「独立社外取締役の独立性判断基準」^(脚注4)を別途定め、開示する。

- 2 取締役会は、「独立社外取締役の独立性判断基準」において、原則 8 年を超えて就任している社外取締役は、独立社外取締役の要件を満たさないとする旨を定める。
- 3 当行の独立社外取締役は、当行以外に 3 社を超えて他の上場会社の取締役又は監査役を兼任しないこととする。

(取締役の責務)

第 17 条 取締役は、その職務を遂行するに十分な情報を収集するとともに、積極的に意見を表明して議論を尽くさなければならない。

- 2 取締役は、その期待される能力を発揮して、当行のために十分な時間を費やし、取締役としての職務を遂行する。
- 3 当行の取締役は、就任するに当たり、関連する法令、当行の定款、取締役会規程その他の当

行の内部規程を理解し、その職責を十分に理解しなければならない。

(取締役の研鑽及び研修)

第 18 条 当行は、取締役会において、「取締役に対するトレーニングに関する基本方針」^(脚注5)を別途定め、開示する。

- 2 当行の取締役は、その役割を果たすため、当行の財務状態、法令等遵守、コーポレートガバナンスその他の事項に関して、常に能動的に情報を収集し、研鑽を積まなければならない。

(取締役会の議題の設定等)

第 19 条 当行の取締役会議長は、各回の取締役会に先立ち、取締役又は本部部門等からの要請に基づき、当該取締役会の議題を定める。

- 2 当行の取締役会の議題及び議案に関する資料は、各回の取締役会において充実した議論がされるよう、取締役会の会日に十分に先立って(ただし、特に機密性の高い案件の資料についてはこの限りではない。)、社外を含む各取締役に配布されなければならない。

(独立社外取締役及び監査等委員会による行内情報へのアクセス等)

第 20 条 当行の独立社外取締役及び監査等委員会は、必要があるとき又は適切と考えるときにはいつでも、担当取締役、執行役員又は従業員に対して説明若しくは報告を求め、又は行内資料の提出を求めることができる。

- 2 当行の独立社外取締役及び監査等委員会が、その役割・責務を果たすために必要と考える場合には、当行の費用において、弁護士へのリーガルチェック等、外部の専門家の助言を得ることができる。
- 3 当行は、独立社外取締役がその職務を円滑に遂行することができるよう、適切なサポート体制を整備する。
- 4 当行は、独立社外取締役と監査等委員会との適切な連携のため、定期的に、社外取締役と監査等委員会との協議会を開催する。
- 5 当行は、監査等委員会がその職務を適切に遂行することができるよう、適切な補佐を行う監査等委員会室を設置する。

(取締役会及び監査等委員会並びに内部監査部門の連携)

第 21 条 取締役会及び監査等委員会並びに内部監査部門との連携を確保するための体制として、当行では以下の体制を整備する。

- (1) 内部監査の状況について、定期的に取り締めに報告し、十分な意見交換を実施する。
- (2) 監査等委員会は、内部監査部門と定期的に会合をもち、内部管理態勢に係る課題等の報告を受けるとともに、必要に応じて内部監査部門に具体的指示を行うことができるものとする。

(社外役員会)

第 22 条 当行は、定期的に、社外取締役のみをメンバーとする社外役員会を開催し、当行の事業及びコーポレートガバナンスに関する事項等について議論する。

- 2 社外役員会は、経営陣及び当行のアドバイザーから独立した法務、会計、財務その他のアドバイザーを独自に当行の費用により利用することができる。

(取締役会の評価)

第 23 条 取締役は、取締役会の有効性等について毎年自己評価を行い、その結果を取締役に提出する。取締役会は、社外を含む各取締役の自己評価等に基づき、毎年、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を適時適切に開示する。

(経営陣幹部・取締役の報酬等)

第 24 条 当行は、取締役会において、「取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬等を決定するに当たっての方針と手続」^(脚注6)を別途定め、開示する。

- 2 取締役（監査等委員であるものを除く。）及び執行役員（社外取締役を除く。以下「取締役等」という。）の報酬等は、株主の皆さまの長期的利益に連動するとともに、当該業務執行取締役の当行の企業価値の最大化に向けた意欲をより高めることのできる、適切、公正かつバランスの取れたものとする。
- 3 監査等委員である取締役の報酬等は、株主総会で決議された額の範囲内において、監査等委員会での協議により決定される。
- 4 社外取締役の報酬等は、各社外取締役が当行の業務に関与する時間と職責が反映されたものでなければならず、かつ、株式関連報酬その他の業績連動型の要素は含まない。
- 5 取締役等の報酬水準は、業績を基準に、外部環境や一般的な相場観等を参照しつつ、指名・報酬委員会への諮問とその答申内容を反映させうえて、適正性を判断する。
- 6 当行は、取締役に対して支払われた報酬等の額について、適切な方法により開示する。

第 6 章 株主との対話

(株主との対話)

第 25 条 当行は、取締役会において、「株主との建設的な対話を促進するための方針」^(脚注7)を別途定め、開示する。

- 2 株主の皆さまから対話の申込みを受けた際は、経営陣や適切な担当者が合理的な範囲で対応を行う。
- 3 中期経営計画等の経営戦略や経営計画を策定した際には、その内容について、経営説明会や IR 等を通じ、株主へ説明を行う。

以上

2015年11月11日 公開

2017年 7月 3日 一部改定

2018年11月26日 一部改定

2021年 6月24日 一部改定

2023年 6月 1日 一部改定

脚注

1. 当行は、「資本政策に関する基本的な方針」を以下のとおり定める。

- (1) 当行は、株主価値の持続的な向上を実現し、また重要なステークホルダーである預金者をはじめとする地域のお客さまからの信頼を高めるため、「監督規制上求められる水準を充足し、かつ地域経済を支えていくという地方銀行に求められる公共性の観点から地域にしっかりとリスクテイクするために必要となる株主資本の保持」と「資本の戦略的な活用による収益力の強化」等のバランスに配慮し、適時適切な資本政策を実施していく。
- (2) 株主の皆さまへの利益還元策としては、長期的かつ安定的な経営基盤の強化と経営の効率化並びに内部留保充実による財務体質の強化に努めている中、安定配当を継続実施していくことを基本方針とする。

2. 当行は、「上場株式の政策保有に関する基本方針」及び「政策保有株式に係る議決権行使に関する基本方針」を以下のとおり定める。

- (1) 「上場株式の政策保有に関する基本方針」
 - ① 当行は、株式保有によるお取引先との関係維持・強化や地域のお取引先に対するご支援等が、中長期的に当行の企業価値を高めることに資すると判断した場合、当該企業の株式を営業政策等の一環として保有する。
 - ② 取締役会は毎年、個別の政策保有株式について、保有目的が適切か、発行先との関係性や保有コストとリターンを踏まえた経済合理性等を総合的に検証したうえで、その検証内容を開示し、保有の意義が乏しいと判断された銘柄については、市場への影響やその他考慮すべき事情に配慮のうえ、原則として削減し、残高の圧縮を図る方針とする。
- (2) 「政策保有株式に係る議決権行使に関する基本方針」

当行は、政策保有株式の議決権行使にあたり、以下の観点から議案を十分に精査のうえ、総合的に賛否を決定する。

 - ① 投資先企業の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資すること。
 - ② 当行の経済的利益を毀損させる可能性がないこと。

3. 当行は、「取締役会が経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続」を以下のとおり定める。

- (1) 基本方針
 - ① 取締役会の構成
 - イ. 取締役会は、その役割と責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を取締役会全体としてバランス良く備え、かつ多様性と適正規模を両立させることに配慮し、構成を検討する。
 - ロ. 取締役会の員数は18名以内（うち、監査等委員である取締役を6名以内）とし、そのうち独立社外取締役が複数名含まれる構成とすることで、より監督機能が発揮される体制を整備する。
 - ② 取締役候補の指名方針
 - イ. 取締役（監査等委員であるものを除く。）の候補者については、人格、見識、経歴、能力、実績、倫理観等を総合的に評価し、指名を行う。

ロ. 取締役（監査等委員であるもの）の候補者については、優れた人格、見識、能力、実績及び豊富な経験などとともに、高い倫理観を有していると判断されるものを指名する。

ハ. 社外取締役候補の指名に当たっては、専門知識や経験の異なる幅広い知見を活用するため、多様性の確保に配慮する。

ニ. 社外取締役候補は、当行の「独立社外取締役の独立性判断基準」を充足する独立社外取締役が常時複数名となるよう指名を行う。

ホ. 社外取締役の再任に当たっては、在任期間が、原則8年を超える場合指名は行わないものとする。

③ 経営陣幹部の選任方針

経営陣幹部の選任については、人格、見識、経歴、能力、実績、倫理観等を総合的に評価し、選任を行う。

(2) 取締役の選解任手続

① 取締役候補の指名に当たっては、客観性及び決定プロセスの透明性を高めるため、指名・報酬委員会への諮問を行い、その答申の内容を適切に反映させるものとする。

② 取締役が、求められる役割・機能を十分に発揮していないなど、各選任基準を満たしていないと認められる場合には、指名・報酬委員会への諮問を行い、その答申結果を踏まえ、取締役会にて解任するものとする。

(3) 最高経営責任者の選解任手続

① 最高経営責任者の指名に当たっては、客観性及び決定プロセスの透明性を高めるため、指名・報酬委員会への諮問を行い、その答申の内容を適切に反映させるものとする。

② 当行の業績等の適切な評価を踏まえ、最高経営責任者がその機能を十分に発揮していないと認められる場合には、指名・報酬委員会への諮問を行い、その答申結果を踏まえ、取締役会にて解任するものとする。

4. 当行は、「独立社外取締役の独立性判断基準」を以下のとおり定める。

(1) 本人が、現在又は過去において、以下に掲げる者に該当しないこと

① 当行グループ（※1）の業務執行者（※2）

(2) 本人が、現在又は過去3年間において、以下に掲げる者に該当しないこと

① 当行の主要な与信先（※3）の業務執行者

② 当行グループの主要な取引先（※4）の業務執行者

③ 当行の大株主（直接・間接に10%以上の議決権を有する者）又はその業務執行者及び監査役、会計参与

④ 当行グループが議決権の5%を保有する先の業務執行者及び監査役、会計参与

⑤ 当行グループの会計監査人又はその業務執行者

⑥ 当行グループより役員報酬以外に年間1,000万円を超える報酬を得ている者（会計専門家、法律専門家、コンサルタント等）

⑦ 当行グループより年間1,000万円を超える寄付金を得ている団体の業務執行者

(3) 本人の配偶者、二親等内の親族又は同居者が、以下に該当しないこと

① 上記(1)、(2)に記載の事項

(4) 役員等が相互に就任している状況にないこと

- (5) 社外取締役の在任期間が8年を超えないこと
- (6) 上記の他、独立社外取締役としての職務を果たせないと判断される事情がないこと
- (7) 上記の(2)～(5)のいずれかを充足しない者であっても、当該人物の人格、見識等に照らし、十分な独立性を有し、かつ社外取締役として適切であると当行が考える場合には、その理由を対外的に説明することで、当該人物を当行の独立社外取締役候補者とする事ができる。
- (※1) 当行及び当行の関係会社(連結子会社)
- (※2) 業務執行取締役、執行役員、又は使用人
- (※3) 主要な与信先に係る判断については、与信シェア、売上高・総資産等に対する与信額の割合、債務償還年数、預金等取引とのバランス、他金融機関との取引状況等を総合的に勘案し、当該企業等が当行グループ経営陣から著しいコントロールを受け得る立場か否かを判断する
- (※4) 主要な取引先に係る判断については、当行と当該企業との取引による売上高等が当該会社の売上高等の相当部分を占めている等、親会社、関連会社と同程度の影響を受け得る立場か否かにより判断する

5. 当行は、「取締役に対するトレーニングに関する基本方針」を以下のとおり定める。

- (1) 当行の取締役は、様々な課題に対し適切な経営判断等を行うため、経営を取り巻く環境、当行業務に関連する法令等の内容、当行の状況・課題等に関して、適宜情報の収集や知識の習得に努める。
- (2) 当行は、取締役が情報・知識を収集、更新する機会として、行内外の研修やセミナー等に関するメニューを随時提供するとともに、当行費用での参加機会を提供する。

6. 当行は、「取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬等を決定するに当たっての方針と手続」を以下のとおり定める。

- (1) 報酬等の決定に関する基本方針
 - ① 取締役(監査等委員であるものを除く。)及び執行役員の報酬等は、株主及び従業員に対する説明責任を果たし得る公正かつ合理性の高い報酬内容とする。
 - ② 取締役(監査等委員及び社外取締役を除く。)及び執行役員の報酬等は、株主の長期的利益に連動するとともに、取締役の当行企業価値の最大化に向けた意欲をより高めるため、確定金額報酬、役員賞与及びストック・オプション報酬(自社株報酬)で構成する。
 - ③ 監査等委員である取締役の報酬等は、株主総会で決議された額の範囲内において、監査等委員会での協議により決定される。
 - ④ 社外取締役の報酬は、その役割と独立性の観点から確定金額報酬のみで構成する。
 - ⑤ 退職慰労金は支給しない。
- (2) 報酬体系の決定手続
 - ① 報酬の水準は、業績を基準に、外部環境や一般的な相場観等を参考に決定する。
 - ② 報酬等の決定に当たっては、報酬水準の客観性及び決定プロセスの透明性を高めるため、指名・報酬委員会への諮問とその答申の内容を適切に反映させるものとする。

7. 当行は、取締役会において、「株主との建設的な対話を促進するための方針」を以下のとおり定める。

(1) 統括者

株主の皆さまの対話全般について、建設的な対話を実現させるため、取締役頭取を統括者とし、経営戦略、経営計画並びに資本政策等の所管部である総合企画部の担当取締役及び総合企画部長を統括補助者とする。

(2) 株主の皆さまとの対話を補助するための体制及び行内連携

- ① 所管部 総合企画部（経営企画グループ、収益管理室、広報・SDGsグループ）
- ② 関係部 株主の皆さまとの対話の内容による関係部
- ③ 行内連携

事業報告書、IR関連資料等、株主の皆さまへの開示書類の作成に当たっては、関係部による協議を行うことで、正確性及び適切性を確保する。

(3) 株主の皆さまとの対話

① 適切な情報の開示

当行は、当行に関する情報について、諸法令及び証券取引所定める有価証券上場規程などに従い、適時かつ公平な開示を行う。

② 株主総会

イ. 株主総会には、多くの株主の皆さまに出席いただき、株主の皆さまの意思をより反映できるよう、例年予想される集中日等を考慮し、設定を行う。

ロ. 招集通知については、可能な範囲で早期に発送する。また、株主の皆さまに総会議案を十分ご検討いただくため、招集通知を発送するまでの間、招集通知に記載する内容が確定次第速やかにTDnet及び当行ホームページにおいて、公表する。

③ 海外の株主の皆さまにも総会議案を十分ご検討いただくため、招集通知及び参考書類の英訳を行う。

(4) IR活動

① 当行は、株主の皆さまとの長期的な信頼関係醸成のため、直接的な対話の機会を重視し、機関投資家向けの経営説明会や個人投資家向けの説明会等の開催により、当行の経営方針や事業内容に関する情報の迅速かつ正確な開示に努める。

② 経営説明会の資料については、当行ホームページにおいて開示を行う。

③ 株主の皆さまとの対話を通していただいたご意見やご要望について、可能なものは事業活動に反映させることにより、企業価値の向上に取り組む。

(5) 対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策

株主の皆さまとの対話に当たっては、情報開示の公平性に鑑み、行内におけるインサイダー情報に該当する重要事実の取り扱いについて、法令及び行内規定に基づき、適切に管理する。